

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月28日
【事業年度】	第3期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
【会社名】	株式会社ピクルスホールディングス
【英訳名】	PICKLES HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 影山 直司
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2931)0777(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2931)0777(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経理財務部長 三品 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
売上高 (百万円)	41,052	43,028	41,518
経常利益 (百万円)	1,650	1,771	1,345
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,138	1,175	958
包括利益 (百万円)	1,164	1,202	992
純資産額 (百万円)	17,404	18,254	18,884
総資産額 (百万円)	26,308	27,713	30,242
1株当たり純資産額 (円)	1,362.11	1,438.45	1,482.42
1株当たり当期純利益 (円)	88.80	94.29	77.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	87.11	91.98	74.66
自己資本比率 (%)	65.1	64.6	61.0
自己資本利益率 (%)	6.8	6.7	5.3
株価収益率 (倍)	13.21	12.59	12.52
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,665	2,718	831
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	882	950	4,693
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	876	45	1,082
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,940	7,754	4,974
従業員数 (人)	462	439	414
(外、平均臨時雇用者数)	(1,175)	(1,239)	(1,271)

- (注) 1 当社は、2022年9月1日に単独株式移転により純粋持株会社として設立されております。
- 2 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社ピクルスコーポレーションの連結経営成績等を引き継いで作成しております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1期の期首から適用しており、第1期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
営業収益 (百万円)	765	1,421	989
経常利益 (百万円)	456	839	365
当期純利益 (百万円)	493	846	522
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (千株)	12,858	12,858	12,858
純資産額 (百万円)	14,682	15,172	15,347
総資産額 (百万円)	17,494	18,485	20,402
1株当たり純資産額 (円)	1,145.80	1,191.58	1,199.70
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	22.00 (-)	24.00 (-)	26.00 (12.00)
1株当たり当期純利益 (円)	38.51	67.87	42.03
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	37.77	66.20	40.70
自己資本比率 (%)	82.4	80.2	73.1
自己資本利益率 (%)	3.4	5.8	3.5
株価収益率 (倍)	30.46	17.49	22.96
配当性向 (%)	57.1	35.4	61.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	- (-)	- (-)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	- (-)	103.2 (137.6)	86.5 (141.2)
最高株価 (円)	1,257	1,386	1,201
最低株価 (円)	943	1,100	959

(注) 1 当社は、2022年9月1日に単独株式移転により純粋持株会社として設立されております。

2 第1期の1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

3 最高・最低株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1期の期首から適用しており、第1期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

5 当社は純粋持株会社であるため、従業員数の記載を省略しております。

6 第1期の株主総利回り及び比較指標は、当社が2022年9月1日に単独株式移転により設立されたため、記載しておりません。第2期及び第3期の株主総利回り及び比較指標は、2023年2月期末を基準として算定しております。

2【沿革】

年月	沿革
2022年9月	株式会社ピクルスコーポレーションが単独株式移転により当社を設立し、当社は東京証券取引所プライム市場に株式上場
2023年9月	農産物の加工及び販売を行うために、株式会社ベジパル（現・連結子会社）を設立
2024年12月	業務の効率化を図るために、株式会社ピクルスコーポレーションが株式会社ピクルスコーポレーション札幌を吸収合併
2024年12月	生産の効率化を図るために、茨城県結城郡八千代町に株式会社ピクルスコーポレーションの茨城工場を新設

また、2022年9月1日に単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ピクルスコーポレーションの沿革は、以下のとおりであります。

（参考：2022年8月までの株式会社ピクルスコーポレーション（株式移転完全子会社）の沿革）

年月	沿革
1977年2月	愛知県豊橋市において株式会社東海デイリーを設立
1977年2月	埼玉県志木市にて漬物及び佃煮の製造、販売を開始
1977年7月	本社を埼玉県志木市に移転
1978年9月	本社を埼玉県所沢市下安松に移転
1988年1月	生産量の増強を図るために、埼玉県所沢市に所沢工場を新設
1989年11月	北関東地区への拡販を図るために、合併で株式会社セキグチデイリー（現・持分法適用関連会社）を設立
1990年6月	東北地区への拡販を図るために、合併で株式会社デイリー開発福島（現・持分法適用関連会社）を設立
1991年6月	生産量の増強を図るために、千葉県八街市に千葉工場を新設
1992年6月	生産量の増強を図るために、神奈川県平塚市に湘南ファクトリーを新設
1993年9月	商号を株式会社ピクルスコーポレーションに変更
1994年10月	青果物を販売するために、埼玉県所沢市にDJ事業部を開設
1995年9月	中部地区への拡販を図るために、合併で株式会社ピクルスコーポレーション長野（現・株式会社アリアフーズ、持分法適用関連会社）を設立
1996年4月	生産量の増強を図るために、埼玉県北足立郡伊奈町に大宮ファクトリーを新設
1997年9月	埼玉県入間郡三芳町に物流管理センターを新設、DJ事業部が移転
1999年8月	ISO14001を全事業所一括で認証取得
1999年8月	物流管理センター敷地内に、所沢工場を新設
2000年3月	本社を埼玉県所沢市くすのき台に移転
2000年7月	北海道地区への拡販を図るために、株式会社札幌フレスト（株式会社ピクルスコーポレーション札幌に商号変更、2024年12月に株式会社ピクルスコーポレーションに合併し解散）を子会社化
2000年8月	生産量の増強を図るために、宮城県加美郡中新田町（現・加美町）に宮城ファクトリーを新設
2001年12月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2002年2月	関西地区への拡販を図るために、株式会社彩旬館（現・連結子会社・株式会社ピクルスコーポレーション関西）を設立
2002年8月	惣菜を製造するために、物流管理センター敷地内に、所沢第二工場を新設
2003年6月	生産量の増強を図るために、愛知県瀬戸市に中京工場を新設
2003年10月	関東地区への拡販を図るために、株式会社八幡屋（現・連結子会社）を子会社化
2010年4月	生産量の増強を図るために、京都府乙訓郡大山崎町に株式会社ピクルスコーポレーション関西の京都工場を新設
2013年6月	生産量の増強を図るために、広島県府中市に株式会社ピクルスコーポレーション関西の広島工場を新設
2014年6月	生産量の増強を図るために、札幌市白石区に株式会社ピクルスコーポレーション札幌（2024年12月に株式会社ピクルスコーポレーションに合併し解散）の米里工場（現・株式会社ピクルスコーポレーションの札幌工場）を取得

年月	沿革
2016年3月	事業領域の拡大や効率化のため株式会社フードレーベルホールディングス（2016年12月に株式会社フードレーベルに合併し解散）の株式を取得し、同社並びに同社の子会社である株式会社フードレーベル（現・連結子会社）、株式会社フードレーベルセールス（現・連結子会社）及び東都食品株式会社（現・連結子会社）を子会社化
2016年12月	管理体制強化のために、株式会社フードレーベルが株式会社フードレーベルホールディングスを吸収合併
2016年12月	東京証券取引所市場第二部に市場変更
2017年4月	中国・四国地区及び九州地区への拡販を図るために、株式会社ピクルスコーポレーション西日本（現・連結子会社）を設立
2017年7月	中国・四国地区及び九州地区への拡販を図るために、株式会社ピクルスコーポレーション西日本が、株式会社ピクルスコーポレーション関西の中国・四国地区及び九州地区の事業を吸収分割により承継
2017年11月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2017年12月	関西地区への拡販を図るために、株式会社手柄食品（現・連結子会社）を子会社化
2018年4月	生産量の増強を図るために、佐賀県三養基郡みやき町に株式会社ピクルスコーポレーション西日本の佐賀工場を新設
2019年3月	中国・四国地区への拡販を図るために、株式会社ピクルスコーポレーション関西が、株式会社ピクルスコーポレーション西日本の中国・四国地区の事業を吸収分割により承継
2019年3月	外食事業及び小売事業を行うために、株式会社OH（現・連結子会社）を設立
2019年7月	本社を埼玉県所沢市東住吉に移転
2020年10月	「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」を埼玉県飯能市に開業
2021年9月	普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施
2022年3月	農業事業を行うために、株式会社ピクルスファーム（現・連結子会社）を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行
2022年8月	東京証券取引所プライム市場を上場廃止（同年9月1日付で完全親会社である株式会社ピクルスホールディングスが同プライム市場に上場）

3【事業の内容】

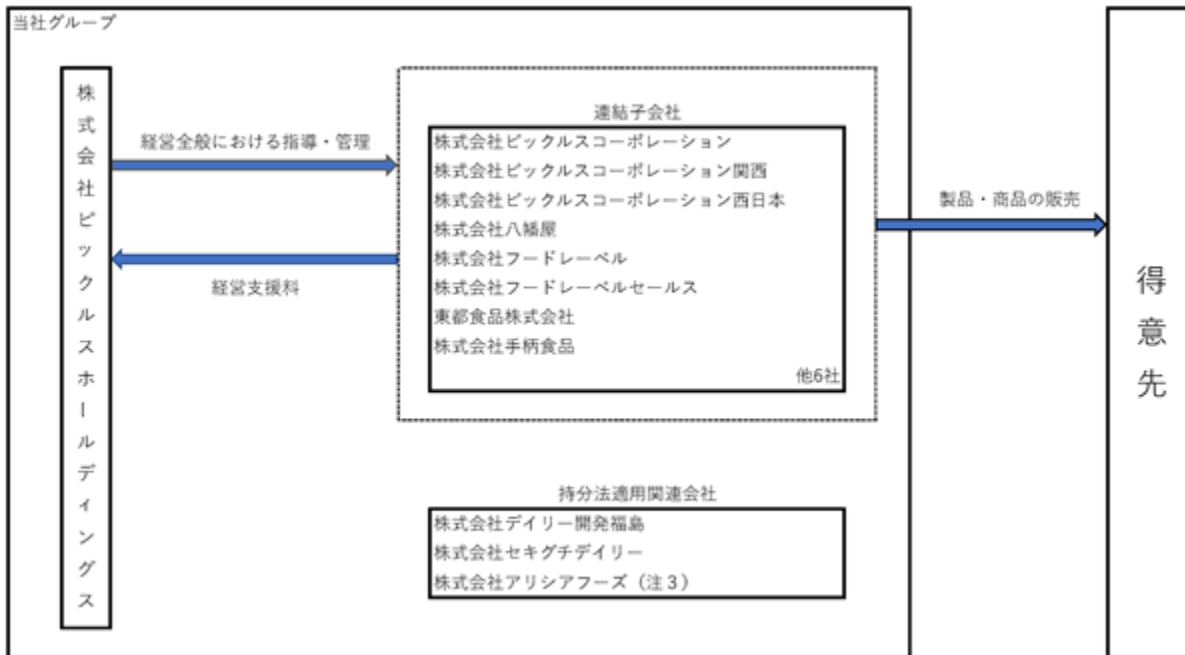
当社は、2022年9月1日に単独株式移転により株式会社ビックルスコーポレーションの持株会社（完全親会社）として設立され、子会社等の経営管理及びそれに付帯関連する業務を行っております。

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社3社により構成されており、浅漬・惣菜等の製造、販売及び漬物等の販売を主たる業務としております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。また、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループにおける当社と関係会社の当該事業に係る位置づけを事業系統図で示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



- (注) 1 株式会社尾花沢食品は2024年3月1日付で株式会社ビックルスコーポレーションにより吸収合併され消滅したため、子会社が1社減少しました。
- 2 株式会社ビックルスコーポレーション札幌は2024年12月1日付で株式会社ビックルスコーポレーションにより吸収合併され消滅したため、子会社が1社減少しました。
- 3 株式会社ビックルスコーポレーション長野は2024年3月1日付で株式会社アリシアフーズに商号を変更しております。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割 合(%)	関係内容
株式会社ピックルス コーポレーション (注) 2、3	埼玉県 所沢市	350	浅漬製造	100	当社から経営支援を受けております。 当社より資金の貸付を受けております。 当社に本社事務所を賃貸しております。 役員の兼任有り。
株式会社ピックルス コーポレーション関 西(注) 2、4	京都府 乙訓郡 大山崎町	20	同上	100	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社ピックルス コーポレーション西 日本(注) 2	佐賀県 三養基郡 みやき町	50	同上	100	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社八幡屋 (注) 2	埼玉県 所沢市	40	漬物製造	100	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社フードレ ベル(注) 2	埼玉県 所沢市	55	漬物等開 発・仕入	100	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社フードレ ベルセールス(注) 2	埼玉県 所沢市	20	漬物等販 売	100 (100)	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
東都食品株式会社 (注) 2	茨城県 常総市	10	漬物製造	100 (100)	当社から経営支援を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社手柄食品 (注) 2	兵庫県 姫路市	60	浅漬製造	100	当社から経営支援を受けております。 当社より資金の貸付を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社OH(注) 2	埼玉県 飯能市	50	外食及び 小売	100	当社から経営支援を受けております。 当社より資金の貸付を受けております。
株式会社ピックルス ファーム(注) 2	埼玉県 入間郡 三芳町	45	農産物の 生産及び 販売	100	当社から経営支援を受けております。 当社より資金の貸付を受けております。 役員の兼任有り。
株式会社ベジパル (注) 2	埼玉県 所沢市	45	農産物の 仕入、加 工及び販 売	60	役員の兼任有り。
その他3社(注) 6	-	-	-	-	-

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有 〔被所有〕割 合(%)	関係内容
株式会社デイリー開 発福島	福島県 伊達郡 桑折町	40	浅漬製造	35	役員の兼任有り。
株式会社セキグチデ イリー	群馬県 館林市	40	同上	35	役員の兼任有り。
株式会社アリシア フーズ(注)9	長野県 塩尻市	20	同上	35	役員の兼任有り。

(注) 1 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

2 特定子会社に該当しております。

3 株式会社ピクルスコーポレーションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	27,273百万円
	経常利益	903
	当期純利益	714
	純資産額	13,308
	総資産額	22,478

4 株式会社ピクルスコーポレーション関西については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,941百万円
	経常利益	202
	当期純利益	132
	純資産額	1,132
	総資産額	1,980

5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

6 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

7 株式会社尾花沢食品は2024年3月1日付で株式会社ピクルスコーポレーションにより吸収合併され消滅しております。

8 株式会社ピクルスコーポレーション札幌は2024年12月1日付で株式会社ピクルスコーポレーションにより吸収合併され消滅しております。

9 株式会社ピクルスコーポレーション長野は2024年3月1日付で株式会社アリシアフーズに商号変更しております。

5【従業員の状況】

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 連結会社の状況

2025年2月28日現在

事業部門名称	従業員数(人)	
浅漬製造業	414	(1,271)
合計	414	(1,271)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に維持しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象でないため、記載を省略しております。

連結子会社

名称	当事業年度				
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)1.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
株式会社ピククルスコオペレーション	8.6	33.3	63.2	75.4	84.8
株式会社ピククルスコオペレーション関西	0.0	75.0	62.0	69.7	89.1

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 管理職に占める女性労働者の割合は2025年3月31日時点、男性労働者の育児休業取得率の対象期間は2024年4月1日から2025年3月31日、労働者の男女の賃金の差異の対象期間は2024年3月1日から2025年2月28日としております。

3 正規雇用労働者の賃金差異では、役職者に占める男性比率が高いため、相対的に男性労働者の平均賃金が高くなっております。非正規雇用労働者の賃金差異では、社会保険や所得税の扶養範囲内で就労を調整する女性労働者が一定数いるため、相対的に男性労働者の平均賃金が高くなっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「おいしくて安全、安心な商品を消費者にお届けし、同時に地球環境に配慮した企業経営を目指します」を経営理念とし、

安全でおいしい製品を作るための品質管理

地球環境に配慮した企業経営

従業員のモラルアップと安全・健康を第一とした職場づくり

を経営方針としております。

この方針に則り、食品安全の規格であるJFS-B及び環境管理の国際規格であるISO14001を取得し、それぞれの規格に基づいた適切な管理を行っております。また、人事制度、教育制度等の充実や健康経営に力を注いでおります。更に、サステナビリティ委員会を設置し、SDGsへの取り組みを行っております。

今後ともこの方針を基に企業活動を行うことで、安全・安心な食品の提供という、食品会社の基本姿勢を貫き、消費者からの信頼獲得と社会への貢献を果たしてまいります。

(2) 経営環境

当社グループの主力製品は、浅漬、キムチ及び惣菜であります。安全・安心でおいしい商品を提供し、消費者の健康的な生活の実現に貢献することで、社会とともに持続的な成長を目指します。

浅漬は、野菜の旬の時期に合わせた製品を販売しています。キムチは、リンゴの甘みと魚介の旨みが特長の「ご飯がススムキムチ」などの製品を販売しております。安全・安心な食品の提供を重視し、浅漬・キムチの主要原料の白菜、胡瓜等は国産を使用しております。食の多様化によるコメの消費量の減少や少子高齢化等により、1990年代をピークに漬物市場全体は縮小傾向にあります。更に、巣ごもり消費による一時的な需要の増加はありましたが、食料品やエネルギー価格の上昇による消費者の節約志向の影響を受けております。

惣菜は、ナムルやサラダなど、野菜を主材とした製品を販売しております。近年は、消費者が節約志向を強めて外食を控え、惣菜を買って家庭内で食事をする中食の傾向が強まっているほか、高齢者・単身世帯や共働き世帯の増加により食事のスタイルが変化しており、惣菜の需要は今後も拡大が見込まれています。

このような状況のもと、当社グループは、「全国を網羅した生産・物流体制」、「食の安全・安心への取り組み」、「独自性の高い製品開発力」、「販売先のニーズに対応するベンダー機能」及び「環境保全活動の推進」などの強みを活かし、コンビニエンスストアや全国の量販店に製品を販売しております。

(3) 経営戦略等

当社グループは、中長期的な取り組みとして次の諸施策を推進してまいります。

製品開発強化

製品開発強化については、個食、中食や健康志向等の多様化するニーズに対応した浅漬、キムチ、惣菜の新製品開発やリニューアルを行います。更に、当社独自の乳酸菌Pne-12（ピーネ12）などを活用した様々な新製品開発を進めます。

販売エリア拡大

販売エリア拡大については、株式会社ピクルスコーポレーション西日本の佐賀工場、株式会社ピクルスコーポレーション関西の京都工場及び広島工場並びに株式会社手柄食品の供給力を活かして、近畿地区、中国・四国地区、九州地区など、シェア拡大余地が比較的大きい西日本エリアにおける販売を強化します。

販売先拡大

販売先拡大については、近年、食料品の販売を強化しているドラッグストア、量販店の豆腐売場や納豆売場などの新たな売場などに注力します。

新規事業への取り組み

新規事業については、株式会社OHによる外食・小売事業、株式会社ピクルスファームによる農業事業、株式会社ベジバルによる株式会社ピクルスファームで生産したさつまいもを活用した商品の開発や商品の輸出などに取り組みます。更に、新しい分野の商品として冷凍食品の開発など、事業の更なる拡大に取り組んでまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、継続的な成長を実現するため、連結売上高、連結営業利益を経営指標に設定しております。

中期経営計画の最終年度である2028年2月期は連結売上高43,000百万円、連結営業利益1,700百万円を目標としております。その目標を実現するため、全国の製造・販売拠点の活用や製品開発強化による売上高拡大、コスト削減及び業務効率化による利益拡大に取り組んでまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

食品業界は、少子高齢化の影響などから市場規模は大きな成長が見込めないなか、原材料・エネルギー価格の高騰などが続き、厳しい経営環境が継続しております。加えて、消費者の安全・安心への関心は高い状況が続くと考えられ、品質管理の取り組み強化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは以下のことに取り組んでまいります。

全国の製造・販売拠点の活用による売上拡大

全国に製品を供給できる漬物メーカーとして、当社グループの力を最大限に活用し、営業、広告宣伝活動等を積極的に行い、新規取引先の開拓と既存得意先の深耕を図ります。特に、西日本エリアの売上拡大に積極的に取り組んでまいります。

製品開発の強化

高付加価値を訴求した製品及びキムチ・浅漬などの既存製品以外にも、新たなカテゴリーの製品や、新たなマーケットで販売できる製品の開発に取り組み、売上拡大及びブランド力の向上につなげてまいります。

コストの見直し

原料野菜の調達方法見直しによるコストの抑制、省力化機械の導入、不採算製品の削減及びアイテム数の集約などを含めた生産体制の見直し等によるコスト削減を進めてまいります。2024年12月に稼働した株式会社ビックスコーポレーションの茨城工場において効率的な製造を行うことにより、収益改善を図ります。また、当社グループの取り組みにより対応しきれないコストの増加については、製品規格の見直しや製品価格の値上げを行います。2025年5月からは「ご飯がススムキムチ」シリーズについても値上げを行い利益の確保に取り組んでまいります。

食の安全・安心の追求

お客様に安心して食べていただける製品づくりを行うため、食品安全の規格であるJFS-Bを活用し、各事業所における品質管理レベルの向上を図るとともに、意図的な異物混入等を防ぐため、フードディフェンスの取り組みを強化してまいります。

新規事業の確立

外食事業、小売事業及び農業事業などの新規事業に取り組み、事業領域を拡大させることで収益拡大につなげてまいります。株式会社ベジバルでは、干し芋などのさつまいもを使用した加工製品を開発し販売してまいります。その他にも、株式会社ビックスコーポレーションにおいて冷凍食品を開発し、量販店の冷凍食品売場や業務用への拡販に取り組んでおります。

経営基盤の強化

将来にわたって成長力、収益力のある企業体質を確立するために、優秀な人材の採用・育成が不可欠と考えております。そのため、目標管理制度、教育プログラムを活用するとともに、福利厚生制度や人事制度などの充実、健康経営推進に向けた取り組みに努めてまいります。健康経営については、当社及び株式会社ビックスコーポレーションが健康経営優良法人2025を取得しております。今後も、食生活改善、運動機会の増進・習慣定着などの取り組みを通じて、従業員とその家族の健康と幸福を追求してまいります。また、企業の持続的発展には、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）への取り組みが不可欠と考えており、事業を通じてサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、次のとおり、サステナビリティ方針を策定し、サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組んでおります。

サステナビリティ方針

私たちビックルスグループは、安全・安心でおいしい製品とサービスを提供し、消費者の健康的な生活の実現に貢献することを経営方針に定めています。この経営方針の実現に向けて、お子様からお年寄りまで、様々な人々に「おいしい」と言っていただける高品質な製品づくりを通じ、豊かな食文化を育んでいきたいと考えています。

一方、2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会課題を解決し持続可能な世界を実現するための国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が採択される等、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。当社グループはSDGsに示された世界全体の様々な課題が引き起こすリスクを正しく認識し、それらの課題を解決するための対策に取り組んでいきます。

特に当社グループ製品の主原料である野菜の生育は、天候により大きな影響を受けます。そのため、異常気象を引き起こす地球温暖化対策への取り組みを、ステークホルダーの皆様と協力して強化していくことは、企業経営上、極めて重要であると考えています。また企業の成長は、経営上かけがえのない存在である従業員の成長があって初めて実現されるものです。そのため、多様性があり個性や能力を十二分に発揮できる働きがいのある職場を提供することも当社グループの重要な役割であると認識しています。

以上、当社グループは、上記方針に基づき、持続可能な製品とサービスの提供を行うことが、環境問題や社会問題を解決すると同時に、企業価値の向上に繋がっていくものと考えています。

当社では、環境問題や社会問題を解決し、企業価値向上を図るため、担当取締役を委員長とし、幅広い部門から選出された従業員で組織されたサステナビリティ委員会を設置しています。そして、委員会の下に「環境」、「安全・安心」、「従業員」の3つの分科会を設置し、サステナビリティ経営を推進しています。この体制のもと、SDGsへの取り組みをはじめサステナビリティに関わる方針の策定などを行っています。

(2) 戦略

サステナビリティ

当社グループにおける重要なサステナビリティにおける課題は次のとおりであります。

重要な課題と取り組み	
環境保全	再生可能エネルギーの利用、環境に配慮した素材を使用した容器への切替 など
株主・投資家に対する責任	サステナビリティ経営に関する情報開示の強化 など
社会・地域貢献活動	子ども食堂への支援、収穫体験などを通じた食育活動 など
お客様に対する責任	食品安全規格の認証取得、健康志向を考慮した商品開発 など
コンプライアンス	コンプライアンス研修の開催 など
従業員に対する責任	健康経営の推進、女性管理職登用の推進 など

人材育成方針及び社内環境整備方針

イ 人材育成方針

当社は、経営上かけがえのない存在である従業員の成長により、企業の成長が実現されると考えております。そのため、従業員が、自分の個性や能力を発揮できる場を積極的に提供することが企業の重要な役割と考えています。また、従業員の能力向上を目指し、自ら学ぶ姿勢の醸成に努めております。この方針に基づき、自己啓発支援制度、資格取得報奨金制度、資格手当支給制度、教育研修制度などを導入しておりますが、継続して、職場人材育成に注力してまいります。

ロ 社内環境整備方針

当社は、従業員が働きやすく、仕事と子育てを両立させることができる職場環境作りを重要な経営課題と認識しております。この方針に基づき、リフレッシュ休暇、ノー残業デー、短時間勤務制度、出産、子育てのため退職した者の再雇用制度などを導入しておりますが、継続して、職場環境作りに注力してまいります。

(3) リスク管理

当社において、全社的なリスク管理は、リスク管理規程に基づき、リスクの洗い出しや評価、リスクへの対応検討、取締役会への報告などを行い、リスクの適切な管理・対応を実施しております。

サステナビリティ関連のリスクを含む当社事業等のリスクについては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」を併せて参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「戦略」で記載した人材育成方針及び社内環境整備方針においては、以下の指標、及び目標を用いています。なおこの数値は、当社グループの主要な事業を営む株式会社ピククルスコーポレーション、株式会社ピククルスコーポレーション関西を記載しています。

会社名	指標	目標	実績
株式会社ピククルスコーポレーション	女性管理職割合	2026年3月までに12%	8.6%
株式会社ピククルスコーポレーション	女性の平均勤続年数	2026年3月までに男性の65%	77%
株式会社ピククルスコーポレーション関西	女性の管理職	2026年3月までに1名	0名

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社グループとして、必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等を与える定量的な影響については、合理的に予見することが困難であると考えており、記載しておりません。当社グループは、これらのリスクが顕在化する可能性を認識し、発生抑制及び回避に努めております。また、リスクが顕在化した場合には、経営及び事業リスクの最小化に取り組んでまいります。

(1) 原材料の調達及び価格の変動について

当社グループは、主要製品の原材料である白菜、胡瓜等の国産野菜を、主に契約栽培による調達や、産地の分散を図る等、年間を通じた数量及び価格の安定に取り組んでおります。

しかしながら、原材料産地における猛暑、多雨、日照不足といった異常気象等の影響により、国産野菜の生育不良や生育遅れが発生した場合には、必要な量の確保が困難になることによる販売機会の損失、仕入価格の高騰や歩留まりの悪化による製造コスト増加の可能性がります。当社グループでは、生産性の向上等による製造コストの削減や、国産野菜の調達可能性を考慮して可能な範囲で製品構成の調整を図る等による販売方法の見直し等により対策を行っておりますが、これらの対策で増加した製造コストを吸収できない場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

特に近年は地球温暖化等の影響により異常気象の発生頻度が増加し、また発生時の規模も拡大しており、国産野菜の生育状況に長期間かつ広域に渡り影響を及ぼす可能性が高くなりつつあります。国産野菜の仕入価格が高止まりする等、製造コストの増加が長期化した場合には、利益率の低下が長期間に渡ることや、営業損失等に陥る可能性があること等から、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食品の安全性の問題について

当社グループは、食品安全の規格であるJFS-Bの活用やフードディフェンス等の取り組みにより、食品の安全性確保に努めております。

しかしながら、調達した原材料や製造工程において想定外の問題が発生した場合や、当社グループでは対応できないような食の安全を脅かす社会全般にわたる問題が発生し当社グループが直接関係なくとも風評等により企業イメージやブランドイメージ等が低下する事態をもたらした場合には、消費者の購買意欲の低下等から当社グループ製品の売上減少につながり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等の影響について

当社グループは、食品衛生法、製造物責任法、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、不正競争防止法等の様々な法令の適用を受けており、これらの法令に対する遵守体制の構築に取り組んでおります。

しかしながら、現存する法的規制の強化や新たな規制がなされた場合には事業活動が制限される可能性や新たな設備投資等のコスト負担が必要となる可能性がり、また、法令違反を含むコンプライアンス上の問題が生じた場合にはその対応のための費用がかかることで利益率が低下することにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 設備投資について

当社グループは、市場動向や販売先の動向等を十分に検討した上で、全国への製品の供給体制を強化するため、新工場の設立や既存工場の生産設備の更新等を実施しております。

しかしながら、必要な設備投資が計画通りに進まない場合又は想定しているような生産数量の規模拡大を図れない場合には、販売機会の損失や、減価償却費の負担による利益率の低下等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損について

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。固定資産の取得にあたっては、その目的や意義について十分に検討した上で、決定しております。

しかしながら、工場等の収益性や保有資産の市場価格が著しく低下したことにより回収が見込めなくなった場合には、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業について

当社グループは、成長戦略のひとつとして、既存事業以外の分野における新規事業を検討・実施しており、これにより企業価値の向上と成長の加速を目指しております。

新規事業の実施にあたっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、事業環境の変化等、想定外の事態が発生し、計画どおりに業績が推移しない等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 企業買収について

当社グループは、成長戦略のひとつとして、既存事業及び関連事業分野における企業買収を検討・実施しており、これにより企業価値の向上と成長の加速を目指しております。

企業買収の実施にあたっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、企業買収後における事業環境の変化等、想定外の事態が発生し、計画どおりに業績が推移しないことなどにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) のれんについて

当社グループは、企業買収に伴い発生したのれんを計上しております。当該のれんにつきましては、それぞれの事業価値及び事業統合によるシナジー効果が発揮された場合に得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えております。

企業買収の実施にあたっては、事前に十分な調査及び検討を行っておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合には、減損損失の計上を余儀なくされることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の得意先等への高い依存度について

当社グループの株式会社セブン＆アイ・ホールディングスグループ（同社及び同社の関係会社）への売上高の全体に対する割合は次のとおりであります。当社グループは、当該取引先との安定的な取引を確保できるように努めてまいります。

しかしながら、当該取引先の経営施策や取引方針等の変更によっては、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前連結会計年度 (2024年2月期)		当連結会計年度 (2025年2月期)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社セブン - イレブン・ジャパン	6,840	15.9	6,637	16.0
株式会社イトーヨーカ堂	2,450	5.7	2,521	6.1
その他株式会社セブン＆アイ・ホールディングスグループ	2,421	5.6	1,888	4.5
合計	11,711	27.2	11,046	26.6

(10) 海外への生産委託について

当社グループは、一部製品について韓国等の海外の企業に対して生産委託を行い、日本国内で販売しております。これらの国の情勢や委託先の製造技術や供給能力等について十分な調査を行い、信頼できる委託先を選定するよう努めております。

しかしながら、不測の景気変動や政治的問題、食品の安全性に関する問題等が発生した場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行した場合には、委託先の生産停止や、遅延等による販売機会の損失や、製造・物流コストの上昇による利益率の低下につながることにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合会社について

食品業界においては、様々な競合会社が存在し、また、異業種からの新規参入等の潜在的な競合リスクも存在します。そのため、当社グループでは、全国ネットワークを活用した営業活動や、積極的な商品開発等に取り組み、競合会社との差別化を図っております。

しかしながら、商品開発やコスト削減等において競合会社への対応が遅れた場合には、売上に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12)地震・台風等の自然災害について

当社グループは、日本全国に工場等の事業拠点を有しており、有事に備えて事業継続計画（BCP）を策定しております。

しかしながら、大規模な地震・台風等の自然災害の発生により事業拠点または近隣の社会インフラが甚大な被害を受けた場合や、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行した場合には、仕入先からの調達の遅延・停止、当社グループの工場における生産の遅延・停止、販売先の休業・営業時間変更や消費者行動の変化等による販売機会の損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13)情報システムについて

当社グループは、システムにより管理している生産・販売・会計・人事等の重要な情報の漏えいや改ざん等を防止するため、情報管理体制の徹底やシステム障害等に対する対策を講じております。

しかしながら、地震等の自然災害、長期間にわたる停電やコンピューターウイルスの感染等、想定を超える事象によりシステム障害等が発生した場合には、生産の停止等による販売機会の損失等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14)業績の季節変動について

当社グループは、主要製品の販売動向や原材料の仕入価格等の影響により、相対的に第1四半期連結会計期間及び第2四半期連結会計期間に利益が偏重する傾向があります。四半期連結会計期間毎の売上高及び営業損益は次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年2月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高 (百万円)	11,485	11,626	10,143	9,772
構成比 (%)	26.7	27.0	23.6	22.7
営業利益 (百万円)	751	528	178	209
構成比 (%)	45.1	31.7	10.7	12.5

当連結会計年度（2025年2月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高 (百万円)	10,812	10,881	10,084	9,739
構成比 (%)	26.0	26.2	24.3	23.5
営業利益 (百万円)	504	612	194	32
構成比 (%)	39.4	47.9	15.2	2.5

(注) 構成比は連結会計年度の売上高及び営業利益それぞれの合計を100%とした百分比であります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善に伴い、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰が長期化していることや、物流コスト増加に加え、欧米の高い金利水準の継続に伴う金融資本市場の変動による海外景気の下振れリスクもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、インバウンド需要の増加により外食需要は堅調に推移しているものの、食料品価格やエネルギー価格など、さまざまなものが値上げされたことにより消費者の節約志向が強まり、内食需要は減少し厳しい事業環境となっております。この影響を受け、漬物などのご飯まわりの関連製品についても、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、北海道から九州まで全国に展開している製造・販売のネットワークを活用し、新規得意先や新しい販路の開拓及び既存得意先の拡販に取り組みました。なお、業務の効率化を図るため、2024年12月1日を効力発生日として株式会社ピクルスコーポレーションは、株式会社ピクルスコーポレーション札幌を吸収合併しました。

販売面では、日頃のご愛顧に感謝し、生活応援の意味も込めて、「ご飯がススムキムチ」シリーズ3品を対象に20gの増量キャンペーンを実施し、「ご飯がススムキムチ」シリーズの販売促進を行いました。また、顧客ロイヤリティ向上を目的として、公式ファンコミュニティサイト「ピクルス食堂」をオープンしました。株式会社フードレーベルにおいては、ドレッシングなどの牛角監修商品などが当選するSNSキャンペーンを実施し、「牛角韓国直送キムチ」や「牛角やみつきになる！丸ごと塩オクラ」の販売促進に取り組んでおります。

製品開発面では、株式会社ピクルスコーポレーションにおいて、開封してすぐ食べられる、サラダ感覚の浅漬の「液切りいらず おしんこ白菜」や、柔らかくて甘い深谷ねぎを使用した「冬の白菜とねぎの浅漬」などの新商品を発売しました。その他にも、株式会社ピクルスコーポレーション札幌において、北海道長沼町産白菜を使用し、酪農学園大学の学生がレシピ・商品名を考案した「酪農学園大学監修 沼の浅漬」を地域・期間限定で発売しました。

製造面では、株式会社ピクルスコーポレーションにおいて、2024年12月に茨城工場（所在地：茨城県結城郡八千代町）を新設し稼働開始しております。この工場では、「ご飯がススムキムチ」などを生産しており、機械化を進めて生産効率の向上を図っております。

新規事業では、外食事業及び小売事業を行う「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」（所在地：埼玉県飯能市）において、2024年10月には、創業から4周年を迎え、創業祭を開催し、抽選会やワークショップなどのイベントの実施や、レストラン「Femy_」において特別コースの提供などを行いました。また、株式会社ベジパルにおいては、干し芋やチップスなど、さつまいもを使用した商品を開発し販売しております。その他にも、株式会社ピクルスコーポレーションにおいて冷凍食品を開発し、量販店の冷凍食品売場や業務用への拡販に取り組んでおります。

サステナビリティへの取り組みとして、2024年11月に子ども食堂を利用する方々を招待し、株式会社ピクルスファームでのさつまいも収穫や「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」でのキムチづくりなどの体験型企画を通じた食育活動を実施しました。

売上高は、「ご飯がススムキムチ」シリーズについては堅調に推移したものの、さまざまなものの価格上昇による消費者の節約志向の影響や、コンビニエンスストア向けの売上が減少したことなどにより減収となりました。

利益については、夏場の高温や夏以降の天候不順、葉物野菜の品薄により引き合いが強まったことなどの要因により、原料となる白菜や胡瓜などの野菜の価格が高騰したことや物流費や人件費の上昇、売上高が減少したことなどの影響により減益となりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,528百万円増加し、30,242百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,898百万円増加し、11,358百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ630百万円増加し、18,884百万円となりました。

□ 経営成績

当連結会計年度における売上高は41,518百万円（前期比3.5%減）、営業利益は1,279百万円（同23.3%減）、経常利益は1,345百万円（同24.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は958百万円（同18.4%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

主要項目	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,718	831	1,887
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	950	4,693	3,743
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	45	1,082	1,036
現金及び現金同等物の増減額（百万円）	1,813	2,780	4,594
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	7,754	4,974	2,780

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ2,780百万円減少し、当連結会計年度末には、4,974百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は831百万円（前期は2,718百万円の増加）となりました。収入の主な要因は税金等調整前当期純利益1,305百万円、減価償却費1,005百万円であり、支出の主な要因は未収入金の増減額（は増加）582百万円、法人税等の支払額667百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は4,693百万円（前期は950百万円の減少）となりました。支出の主な要因は有形固定資産の取得による支出4,694百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は1,082百万円（前期は45百万円の増加）となりました。収入の主な要因は長期借入れによる収入2,190百万円であり、支出の主な要因は長期借入金の返済による支出400百万円、割賦債務の返済による支出163百万円及び配当金の支払額446百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

イ 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比(%)
浅漬・その他(百万円)	28,636	98.8

(注) 金額は販売価格によっております。

ロ 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比(%)
漬物・その他(百万円)	12,830	91.2

(注) 金額は販売価格によっております。

ハ 受注実績

当社グループは受注当日または翌日に製造・出荷を行っておりますので、受注高及び受注残高の記載は省略しております。

二 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比(%)
製品		
浅漬・その他(百万円)	28,626	98.7
商品		
漬物・その他(百万円)	12,891	91.8
合計(百万円)	41,518	96.5

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	6,840	15.9	6,637	16.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産の残高は10,888百万円（前期比1,733百万円減少）となりました。主な増減の要因は流動資産のその他の増加1,019百万円、現金及び預金の減少2,780百万円によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産の残高は19,353百万円（同4,262百万円増加）となりました。主な増減の要因は株式会社ピックルスコーポレーションの茨城工場稼働等による建物及び構築物の増加3,442百万円、機械装置及び運搬具の増加1,401百万円、建設仮勘定の減少478百万円によるものであります。よって、当連結会計年度末の資産合計は30,242百万円（同2,528百万円増加）となりました。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債の残高は8,019百万円（同1,350百万円増加）となりました。主な増減の要因は1年内返済予定の長期借入金の増加1,265百万円、流動負債のその他の増加406百万円、未払法人税等の減少285百万円によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債の残高は3,339百万円（同547百万円増加）となりました。主な増減の要因は長期借入金の増加524百万円によるものであります。よって、当連結会計年度末の負債合計は11,358百万円（同1,898百万円増加）となりました。

(純資産合計)

当連結会計年度末の純資産合計は18,884百万円（同630百万円増加）となりました。主な増減の要因は利益剰余金の増加511百万円によるものであります。

ロ 経営成績

売上高は、「ご飯がススムキムチ」シリーズについては堅調に推移したものの、さまざまなものの価格上昇による消費者の節約志向の影響や、コンビニエンスストア向けの売上が減少したことなどにより減収となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は、41,518百万円（前期比3.5%減）となりました。

利益については、夏場の高温や夏以降の天候不順、葉物野菜の品薄により引き合いが強まったことなどの要因により、原料となる白菜や胡瓜などの野菜の価格が高騰したことや物流費や人件費の上昇、売上高が減少したことなどの影響により、営業利益は、1,279百万円（同23.3%減）となりました。営業外収益は102百万円であり、主なものとしては受取賃貸料35百万円であります。営業外費用は36百万円であり、主なものとしては支払利息13百万円及び賃貸費用22百万円であります。よって、経常利益は1,345百万円（同24.1%減）となりました。特別利益として資産除去債務戻入益4百万円及び補助金収入5百万円、特別損失として固定資産処分損49百万円を計上しております。以上の結果、税金等調整前当期純利益は1,305百万円（同26.6%減）となり、法人税、住民税及び事業税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は958百万円（同18.4%減）となりました。

ハ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、さらなる事業規模の拡大が必要であると考えており、そのため、連結売上高、連結営業利益を経営指標として設定しております。具体的には2028年2月期に連結売上高43,000百万円、連結営業利益1,700百万円を目標としております。なお、2026年2月期においては、連結売上高41,000百万円、連結営業利益1,500百万円となっており、目標達成に向けて、業績の向上に取り組んでまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」
「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、製造費、販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、M&Aによる株式の取得等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は、5,339百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は4,974百万円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。この連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 . 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりです。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

イ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

ロ 固定資産の減損処理

固定資産の減損については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 (重要な会計上の見積り) 1 . 固定資産の減損」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

商品売買取引に関する契約（約定書）

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社ピクルスコオペレーション（連結子会社）	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	同社加盟店及び直営店に対する商品売買取引に関する事項	1993年12月13日から1年間、以降自動更新
株式会社ピクルスコオペレーション（連結子会社）	株式会社イトーヨーカ堂	商品売買取引に関する事項	1996年10月31日から1年間、以降自動更新

6【研究開発活動】

「おいしくて安心、安全な商品を消費者へお届けし、同時に地球環境に配慮した企業経営を目指します」という経営理念のもと、当社グループは、全国を網羅する組織力を生かし、市場ニーズの追求と変化に対応すべく製品開発に取り組んでおります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（1）研究開発方針

- マーケティング分析の強化
- 競合他社との差別化した商品開発
- スピーディーな商品開発
- 得意先ごとのニーズに応じた商品開発
- 既存品の継続的な改善
- 新規分野の商品開発

（2）研究開発体制

当社グループは、株式会社ピクルスコオペレーションの商品開発部を中心に、子会社の各地区にある事業所と関連会社で商品開発を行っております。商品開発の基本方針として「社会環境の変化に対応し、野菜をキーワードに差別化された商品開発を目指します」を掲げ、市場調査をもとにしたアイデア・企画立案を経て、新商品を提案しております。また、得意先の要望に応じたスピーディーなおオーダーメイドの商品開発も得意としております。両者を合わせることで切れ目なく新商品を投入できる商品開発力が当社の強みとなっております。

（3）開発活動の取り組みと成果

当連結会計年度の主な取り組みとして、株式会社ピクルスコオペレーションにおいては、開封してすぐ食べられる、サラダ感覚の浅漬の「液切りいらず おしんこ白菜」や、柔らかくて甘い深谷ねぎを使用した「冬の白菜とねぎの浅漬」及び北海道長沼町産白菜を使用し、酪農学園大学の学生がレシピ・商品名を考案した「酪農学園大学監修 沼の浅漬」を発売しました。また、株式会社フードレーベルにおいては、一つ一つ手作業でヤンニョムを塗り込んだこだわりの一品「両名屋 匠の一本 技ものキムチ」を発売し、株式会社ベジバルにおいては、さつまいもを中心とした商品開発を行い、干し芋やさつまいもチップスなどの製品開発に取り組んでおります。

（注）なお、当連結会計年度における研究開発費は259百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は4,700百万円であり、その主たるものは株式会社ビックルスコーポレーションの茨城工場の工場新築であります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業 の種類	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社ピクルスコーポレーション	本社 (埼玉県所沢市)	管理 業務	その 他設 備	27	-	-	-	5	33	7 (1)
株式会社ピクルスコーポレーション	統括事業本部 (埼玉県入間郡三芳町)	管理 業務	その 他設 備	426	23	-	5	31	486	64 (6)
株式会社ピクルスコーポレーション	所沢工場 (埼玉県入間郡三芳町)	浅漬 製造	生産 設備	588	365	1,607 (14,690.35)	0	4	2,567	38 (190)
株式会社ピクルスコーポレーション	茨城工場 (茨城県結城郡八千代町)	浅漬 製造	生産 設備	3,457	1,563	74 (15,460.69)	-	9	5,104	7 (25)
株式会社ピクルスコーポレーション	千葉工場 (千葉県八街市)	浅漬 製造	生産 設備	325	62	383 (8,155.75)	14	2	788	14 (103)
株式会社ピクルスコーポレーション	湘南ファクトリー (神奈川県平塚市)	浅漬 製造	生産 設備	42	83	324 (3,601.82)	1	1	452	19 (93)
株式会社ピクルスコーポレーション	大宮ファクトリー (埼玉県北足立郡伊奈町)	浅漬 製造	生産 設備	105	67	868 (7,138.84)	1	3	1,046	18 (80)
株式会社ピクルスコーポレーション	中京工場 (愛知県瀬戸市)	浅漬 製造	生産 設備	77	116	311 (5,862.49)	10	1	516	21 (90)
株式会社ピクルスコーポレーション	札幌工場 (北海道札幌市白石区)	浅漬 製造	生産 設備	243	62	169 (5,851.34)	-	0	476	18 (102)
株式会社ピクルスコーポレーション	宮城ファクトリー (宮城県加美郡加美町)	浅漬 製造	生産 設備	292	101	114 (6,620.51)	-	1	510	24 (107)
株式会社ピクルスコーポレーション	福島工場 (福島県本宮市)	浅漬 製造	生産 設備	98	40	80 (3,713.65)	-	1	221	18 (52)
株式会社ピクルスコーポレーション	物流センター (埼玉県入間郡三芳町)	物流 業務	物流 設備	20	21	1,570 (14,348.08)	11	1	1,626	24 (53)

2025年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業 の種類	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社ピクルスコーポレーション関西	京都工場 (京都府乙訓郡大山崎町)	浅漬製造	生産設備	154	83	489 (3,638.91)	-	4	733	33 (103)
株式会社ピクルスコーポレーション関西	広島工場 (広島県府中市)	浅漬製造	生産設備	256	85	140 (5,299.20)	-	4	486	19 (74)
株式会社ピクルスコーポレーション西日本	佐賀工場 (佐賀県三養基郡みやき町)	浅漬製造	生産設備	839	58	- [6,732.78]	-	1	900	22 (89)
株式会社八幡屋	茨城工場 (茨城県古河市)	漬物製造	生産設備	46	44	128 (4,276.13)	-	0	220	4 (7)
東都食品株式会社	東都工場(茨城県常総市)	漬物製造	生産設備	21	23	66 (4,650.03)	-	1	112	4 (19)
株式会社手柄食品	手柄食品(兵庫県姫路市)	浅漬製造	生産設備	393	131	130 (13,033.44)	-	2	657	18 (73)
株式会社OH	OH!!!~発酵、健康、食の魔法!!!~ (埼玉県飯能市)	外食及び小売	店舗設備	664	12	- [9,952.98]	-	34	712	10 (14)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
- 2 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
- 3 株式会社ピクルスコーポレーション関西の設備のうち京都工場の「土地」489百万円は、連結子会社である株式会社ピクルスコーポレーションから賃借しております。
- 4 株式会社ピクルスコーポレーション西日本の設備のうち「建物及び構築物」838百万円は、連結子会社である株式会社ピクルスコーポレーションから賃借しております。
- 5 株式会社ピクルスコーポレーション西日本の佐賀工場の土地は、株式会社ピクルスコーポレーションが外部より賃借し、同社に賃貸しております。外部に支払う年間賃借料は9百万円であります。なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。
- 6 株式会社八幡屋の設備のうち「建物及び構築物」21百万円、「機械装置及び運搬具」0百万円、「土地」128百万円、「その他」0百万円は、連結子会社である株式会社ピクルスコーポレーションから賃借しております。
- 7 東都食品株式会社の設備のうち「建物及び構築物」17百万円、「機械装置及び運搬具」0百万円、「土地」66百万円、「その他」0百万円は、連結子会社である株式会社フードレーベルセールスから賃借しております。
- 8 株式会社OHの設備のうち「建物及び構築物」664百万円、「機械装置及び運搬具」12百万円、「その他」32百万円は、連結子会社である株式会社ピクルスコーポレーションから賃借しております。
- 9 株式会社OHの設備のうちの土地は、株式会社ピクルスコーポレーションが外部より賃借し、同社に賃貸しております。外部に支払う年間賃借料は8百万円であります。なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。

(3) 在外子会社
該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,858,430	12,858,430	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	12,858,430	12,858,430	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社が発行した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

当社は、2022年9月1日に株式会社ピクルスコーポレーションによる単独株式移転により純粋持株会社として設立されました。当社が発行した第1回から第8回の新株予約権は、当該株式移転に際して、会社法第773条第1項第9号及び第10号並びに株式移転計画書第5条に基づき、2022年8月31日時点において株式会社ピクルスコーポレーションが発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該者が所有する株式会社ピクルスコーポレーションの新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって、2022年9月1日に割当交付したものであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2015年6月23日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピクルスコーポレーション 取締役 6
新株予約権の数(個)	46(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,200(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2045年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 513 資本組入額 1株当たり 257(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピクルスコーポレーションの第1回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8)新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
 - (9)その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2016年6月28日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役 6
新株予約権の数(個)	61(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,200(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2046年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 612 資本組入額 1株当たり 306(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピックルスコーポレーションの第2回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年6月27日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役 5
新株予約権の数(個)	82(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,400(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 711 資本組入額 1株当たり 356(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピックルスコーポレーションの第3回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年6月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役 5
新株予約権の数(個)	96(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,200(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2048年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 939 資本組入額 1株当たり 470(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピックルスコーポレーションの第4回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年6月25日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピックルスコーポレーション 取締役 5
新株予約権の数(個)	130(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,000(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2049年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 933 資本組入額 1株当たり 467(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピックルスコーポレーションの第5回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年6月30日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ビックルスコーポレーション 取締役 6
新株予約権の数(個)	192(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,400(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2050年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,189 資本組入額 1株当たり 595(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ビックルスコーポレーションの第6回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、

会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)6に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピクルスコーポレーション 取締役 5
新株予約権の数(個)	321(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 64,200(注)7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,586 資本組入額 1株当たり 793(注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピクルスコーポレーションの第7回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、

会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 7 株式会社ビックルスコーポレーションでは、2021年7月27日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年4月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	株式会社ピクルスコーポレーション 取締役 5
新株予約権の数(個)	401(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2052年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 864 資本組入額 1株当たり 432(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

(注)1 株式会社ピクルスコーポレーションの第8回新株予約権の決議年月日であります。

2 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、

会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第9回新株予約権

決議年月日	2023年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	501(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2023年7月26日 至 2053年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 929 資本組入額 1株当たり 465(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。
- ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- 2 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第10回新株予約権

決議年月日	2024年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	408(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 81,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 2024年7月24日 至 2054年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 833 資本組入額 1株当たり 417(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在の記載を省略しております。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。
- ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- 2 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権

をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年9月1日(注)	12,858,430	12,858,430	100	100	25	25

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、2022年9月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	11	19	91	50	30	17,858	18,059	-
所有株式数 (単元)	-	22,670	2,651	33,622	10,263	53	59,251	128,510	7,430
所有株式数の割合 (%)	-	17.64	2.06	26.16	7.99	0.04	46.11	100.00	-

(注) 自己株式421,400株は、「個人その他」に4,214単元を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
東海漬物株式会社	愛知県豊橋市駅前大通 2 - 28	1,953	15.71
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1 赤坂インター シティAIR	1,126	9.06
荻野 芳隆	東京都港区	483	3.89
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤 7 - 4 - 1	366	2.94
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5 決済 事業部)	341	2.75
ピククルスホールディングス取引先持株会	埼玉県所沢市東住吉 7 - 8	330	2.66
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田二番町 8 - 8	280	2.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	274	2.21
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 2	249	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南 2 - 15 - 1 品川インターシティA棟)	238	1.91
計	-	5,643	45.38

(注) 上記のほか、自己株式が421千株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 421,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,429,600	124,296	-
単元未満株式	普通株式 7,430	-	-
発行済株式総数	12,858,430	-	-
総株主の議決権	-	124,296	-

【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ピククルス ホールディングス	埼玉県所沢市東住吉7-8	421,400	-	421,400	3.28
計	-	421,400	-	421,400	3.28

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	421,400	-	421,400	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、年2回の配当を基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会としております。

この方針に基づき、当事業年度の配当金につきましては、1株につき26円(うち中間配当12円)を実施しております。なお、当事業年度の連結配当性向は33.7%となります。内部留保資金につきましては、製品開発・研究体制の強化及び設備投資等に充当してまいります。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施などを目的として自己株式の取得も適宜実施していきます。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年9月30日 取締役会決議	149	12
2025年4月14日 取締役会決議	174	14

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法律と社会倫理に基づいて行動し、経営方針を実現し、継続的な成長をするため、コーポレート・ガバナンスが経営の重要課題であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しております。提出日現在、取締役会は取締役6名、監査役会は監査役4名で構成されております。

取締役会は毎月定期的を開催しており、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告等を行っております。社外取締役の高い見識に基づく有用な意見等を意思決定に反映させるとともに業務執行の監督権限を強化し、取締役会の機能が十分に果たせるような環境を整備しております。また、経営環境の変化に対応すべく、随時、執行役員を含む関係各部門長等を招集し各種会議を開催しております。なお、取締役会は、代表取締役会長宮本雅弘が議長を務めており、その他の構成員は、代表取締役社長影山直司、専務取締役三品徹、取締役宮腰建一郎、社外取締役萩野頼子及び社外取締役田中徳兵衛により構成されております。

監査役会は毎月定期的を開催しております。監査役は、取締役会等の会議出席、会社の業務監査や財産状況調査等を行っております。また、監査役に対し、正確な経営情報を迅速に提供する等、監査が効率的に実施される環境を整備しております。なお、監査役会は、常勤監査役西渉、社外監査役村木徹、社外監査役神崎幸雄及び社外監査役小高正裕により構成されております。

会計監査人は、監査法人日本橋事務所を選任しております。また、法令遵守の観点から外部の弁護士に依頼し、専門的なアドバイスを受けております。

また、当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会のメンバー構成は代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名であり、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。指名・報酬委員会の役割は、取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等の取締役会が必要と認めた事項について審議を行い、取締役会に答申することとしております。

なお、当社は執行役員制度を導入し、取締役を兼務しない執行役員2名を選任しております。

ロ 当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社を採用しております。社外監査役を含む監査役会による監査とともに、社外取締役による経営に対する監督が当社にとって適切であると判断し現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決議しております。

- a 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務を遂行していく上での指針・基準となる行動規範を定める。

当社のコンプライアンス室は、コンプライアンスに関する社内規程を定め、当社グループのコンプライアンス体制の構築、運用を行う。

当社のコンプライアンス室は、内部通報制度に関する社内規程を定め、当社グループにおける内部通報制度の構築、運用を行う。

- b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- c 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役は、当社グループのリスク管理体制を構築する権限と責任を有することとする。

当社の取締役は、当社グループのリスク管理体制の構築・運用状況を取締役会へ報告する。

- d 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務分掌規程、稟議規程等の社内規程の整備、運用を行う。

当社は毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告などを行う。

- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の取締役が子会社の役員を必要に応じて兼務し、子会社の業務運営状況の把握、改善を行う。
当社の総務部は、子会社管理に関する規程を定め、子会社から当社への業務運営状況の報告手続を含む子会社管理体制の構築、運用を行う。
当社の経理財務部は、社内規程を定め、グループ間取引の公正性を保持する体制の構築、運用を行う。
- f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役会が、職務執行を補助する使用人を置くことを求めた場合は、その求めに応じ、監査役会事務局を任命する。
- g 補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会事務局の使用人の当社の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の同意を得る。
監査役会事務局の使用人は、当社の監査役の指揮命令に従う。
- h 当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役は、当社グループにおける経営に大きな影響を及ぼす重要な事項の報告を当社の監査役に行う。また、当社の取締役及び使用人は、当社の監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- i 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役職務の執行が効果的に行われるように、監査室は監査役との連携を図る。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、当社は、規程等の整備、役員及び従業員等の役割・責任の明確化及び教育等を行い、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- l 反社会的勢力を排除するための体制
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応する。その基本的な考えを行動規範に定める。また、警察、弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力による不当な要求の排除に備える。
- ロ 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役及び監査役が十分に能力を発揮し期待される役割を果たしていただくため、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。
当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- ハ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる争訟費用及び第三者に対する賠償金などの損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性を損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- 二 取締役の定数
当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。
- ホ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票にはよらない旨定款に定めております。

へ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
宮本 雅弘	13回	13回
影山 直司	13回	13回
蓼沼 茂	13回	13回
三品 徹	13回	13回
宮腰建一郎	13回	13回
萩野 頼子	13回	13回
田中徳兵衛	13回	13回
土居 鋭一	13回	13回

取締役会における具体的な検討内容としては、決議事項として株主総会に関する事項、決算に関する事項、事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、その他経営に関する重要事項について意思決定を行いました。また、月次損益動向、内部監査部門やコンプライアンス部門からの報告、その他経営に関する重要事項の報告などを行いました。

指名・報酬委員会の活動状況

当社は、当事業年度において指名・報酬委員会を1回開催しており、個々の指名・報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
宮本 雅弘	1回	1回
影山 直司	1回	1回
萩野 頼子	1回	1回
田中徳兵衛	1回	1回
土居 鋭一	1回	1回

指名・報酬委員会における具体的な検討内容としては、取締役の選任・解任に関する事項、代表取締役の選定・解職に関する事項、役付取締役の選定・解職に関する事項、取締役の報酬等（含む報酬等の内容に係る決定方針）に関する事項、取締役の報酬限度額に関する事項を審議し、取締役会に答申しております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	宮 本 雅 弘	1962年 3 月29日生	1984年 4 月 東海漬物製造株式会社入社 1990年12月 株式会社ビックルスコーポレーション 出向 1998年 3 月 同社千葉工場長 1999年 2 月 同社転籍 2002年 1 月 同社製造管理部長 2002年 5 月 同社取締役就任 製造管理部長 2005年 1 月 同社製造管理部長兼開発室長 2005年 5 月 同社常務取締役就任 製造管理部長兼開発室長 2007年 2 月 同社営業本部長兼開発室長 2013年 5 月 同社代表取締役社長就任 2022年 5 月 同社代表取締役会長就任 2022年 9 月 当社代表取締役会長就任 (現任) 2023年 5 月 株式会社ビックルスコーポレーション 取締役就任 (現任)	(注) 3	74
代表取締役社長	影 山 直 司	1959年 9 月19日生	1983年 4 月 東海漬物製造株式会社入社 1984年11月 株式会社ビックルスコーポレーション 出向 1992年 6 月 同社技術・品質管理室長 1999年 2 月 同社転籍 1999年 4 月 同社製品開発課長 1999年 5 月 同社取締役就任 製品開発課長 2000年 6 月 同社営業部長 2001年 5 月 同社常務取締役就任 営業部長 2002年 6 月 同社営業本部長 2007年 2 月 同社製造管理部長 2020年 5 月 同社代表取締役専務就任 2021年 5 月 同社代表取締役副社長就任 2022年 5 月 同社代表取締役社長就任 (現任) 2022年 9 月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	124
専務取締役 経理財務部長	三 品 徹	1962年 8 月28日生	1986年 4 月 株式会社地産入社 2001年 8 月 株式会社ビックルスコーポレーション 入社 2007年 4 月 同社経理部長兼財務部長 2011年 5 月 同社取締役就任 経理部長兼財務部長 2016年 2 月 同社経理財務部長 2021年 5 月 同社常務取締役就任 経理財務部長 2022年 9 月 当社常務取締役就任 経理財務部長 2023年 5 月 株式会社ビックルスコーポレーション 取締役就任 (現任) 2025年 5 月 当社専務取締役就任 経理財務部長 (現任)	(注) 3	15

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	宮 腰 建一郎	1964年 5月10日生	1987年 4月 東海漬物製造株式会社入社 1987年 9月 株式会社ピククルスコーポレーション 出向 1999年 2月 同社転籍 2002年 1月 同社製造管理部開発課長 2016年 4月 同社営業部次長 2020年 1月 同社開発室長 2020年 5月 同社取締役就任 開発室長 2021年10月 同社商品開発部長 2022年 9月 当社取締役就任(現任) 2023年 5月 株式会社ピククルスコーポレーション 常務取締役就任 商品開発部長(現 任)	(注) 3	22
取締役	萩 野 頼 子	1942年 8月20日生	1990年 6月 コスモ工機株式会社取締役就任 1996年 5月 株式会社飯能製作所取締役就任 2002年12月 宗教法人能仁寺責任役員(現任) 2005年 5月 株式会社飯能製作所代表取締役社長就 任(現任) 2015年 5月 株式会社ピククルスコーポレーション 取締役就任 2016年 2月 宗教法人能仁寺代表役員代務者 2022年 9月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	4
取締役	田 中 徳兵衛	1952年 4月20日生	1979年 4月 セントラルインターナショナル株式会 社入社 1986年 4月 同社取締役副社長就任 1997年 2月 同社代表取締役社長就任(現任) 2020年 5月 株式会社ピククルスコーポレーション 取締役就任 2022年 9月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	0
常勤監査役	西 涉	1955年10月30日生	1974年 4月 ハウス食品株式会社入社 1994年 4月 株式会社デリカシェフ出向 2016年 1月 株式会社ピククルスコーポレーション 顧問 2019年 5月 株式会社ピククルスコーポレーション 常勤監査役就任 2022年 9月 当社常勤監査役就任(現任) 2022年 9月 株式会社ピククルスコーポレーション 監査役就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	村 木 徹	1958年4月12日生	1981年4月 株式会社埼玉銀行入行 2007年6月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員 オペレーション改革部担当兼オペレーション改革部長兼オペレーション改革部業務サポート室長就任 2009年6月 同行取締役兼常務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼リスク統括部担当兼融資企画部担当就任 2011年6月 同行専務執行役員 埼玉西地域本部営業本部長就任 2013年4月 同行執行役員 オペレーション改革部副担当就任 2013年4月 株式会社りそな銀行専務執行役員 オペレーション改革部担当兼システム部担当就任 2013年4月 株式会社りそなホールディングス執行役員 オペレーション改革部担当兼IT企画部担当就任 2015年4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社代表取締役社長就任 2017年4月 りそなビジネスサービス株式会社代表取締役社長就任 2020年4月 同社顧問 2020年5月 株式会社ビックルスコーポレーション監査役就任 2020年6月 サイボー株式会社常勤監査役就任(現任) 2022年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	神 崎 幸 雄	1943年11月4日生	1968年3月 東京大学消費生活協同組合入職 1972年5月 東京大学消費生活協同組合常務理事就任 1975年4月 生活協同組合都民生協(現 生活協同組合コープみらい) 移籍 1978年4月 生活協同組合さいたまコープ(現 生活協同組合コープみらい) 移籍 1989年6月 生活協同組合さいたまコープ(現 生活協同組合コープみらい) 常務理事就任 1994年6月 生活協同組合連合会コープネット事業連合(現 コープデリ生活協同組合連合会) 専務理事就任 2000年6月 生活協同組合連合会コープネット事業連合(現 コープデリ生活協同組合連合会) 理事長就任 2007年6月 生活協同組合コープにいがた(現 生活協同組合コープデリにいがた) 理事就任 2019年6月 生活協同組合コープにいがた(現 生活協同組合コープデリにいがた) 顧問就任 2020年5月 株式会社ビックルスコーポレーション監査役就任 2022年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	小高正裕	1961年4月20日生	1986年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1990年3月 公認会計士登録、税理士登録、小高正裕公認会計士事務所開業(現任) 2007年1月 株式会社セルシス監査役就任 2012年4月 アートスパークホールディングス株式会社(現株式会社セルシス)社外監査役就任 2021年5月 株式会社ビックルスコーポレーション監査役就任 2022年9月 当社監査役就任(現任) 2023年3月 株式会社セルシス取締役監査等委員就任	(注)4	-
計					240

- (注) 1 取締役萩野頼子及び田中徳兵衛は、社外取締役であります。
- 2 監査役村木徹、神崎幸雄及び小高正裕は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から、2026年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である2022年9月1日から、2026年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では執行役員制度を導入しております。2025年5月28日現在の取締役を兼務しない執行役員は2名であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役と当社間に人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。資金的関係(当社の社外取締役による当社株式の保有状況)については「役員の状況 役員一覧」の「所有株式数」の欄に記載のとおりであります。なお、社外取締役萩野頼子、社外取締役田中徳兵衛、社外監査役村木徹、社外監査役神崎幸雄及び社外監査役小高正裕を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準を踏まえた当社独自の独立性判断基準に基づき、社外取締役及び社外監査役の候補者を選定しております。

社外取締役の高い見識に基づく有用な意見等を意思決定に反映させるとともに業務執行の監督権限を強化し、取締役会の機能が十分に果たせるような環境を整備しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役には社外役員として当社の取締役に対し忌憚のない意見を述べていただき、取締役会の活性化に繋がることを期待して選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会より、内部監査、監査役監査及び会計監査の概要と結果並びに内部統制の整備・運用状況の報告を受けております。なお、社外監査役は監査法人より監査計画と結果の報告を受けるとともに、情報交換、意見交換を行う等により、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は監査役4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役の職務執行状況などを監査しております。

なお、社外監査役小高正裕は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
西 渉	13回	13回(100%)
村木 徹	13回	13回(100%)
神崎 幸雄	13回	13回(100%)
小高 正裕	13回	13回(100%)

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画の承認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書の作成、会計監査人の監査報酬の額への同意、会計監査人の解任又は不再任の決定、株主総会議案内容の検討などであります。

常勤監査役は、取締役会や工場長会議、営業開発会議などの重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部門への往査などの調査を行い、監査役会にて各監査役に定期的に報告しております。

各監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行状況などについての報告を受け、必要に応じて意見を述べております。また、代表取締役や監査室との意見交換を実施するとともに、会計監査人から監査の方法及び結果の報告を受けております。

内部監査の状況

内部監査は、監査室(1名)を設置し、社内規程に基づき、各部門に対して業務監査、内部統制に関する監査等を実施して、必要に応じて、監査役と連携し監査を行っております。監査結果につきましては、代表取締役社長に加えて、取締役会、監査役会に対して直接報告を行っております。また、会計監査人と必要に応じて、情報交換等を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人日本橋事務所

b. 継続監査期間

2008年2月期以降

(注)上記継続監査期間は単独株式移転により完全子会社となった株式会社ピクルスコーポレーションの継続監査期間を含んで記載しております。

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 新藤弘一
指定社員・業務執行社員 工藤和則
指定社員・業務執行社員 吉岡智浩

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名及びその他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人選定にあたり、監査法人の概要、監査実績、品質管理体制、監査法人の独立性、監査計画、及び監査報酬等の評価を行い、監査法人選定の判断を行います。

当社が監査法人日本橋事務所を選定した理由は、前述の方針に基づき、評価した結果、監査法人に必要とされる品質管理体制、独立性等を有していることから、当社の監査法人として適切と判断いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の職務遂行状況、監査役等とのコミュニケーションの状況、品質管理体制及び独立性等について、評価シートを作成するなどの方法により実施し、当社の監査法人として適切と判断いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	-	26	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25	-	26	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、特性、監査日数等を勘案し、監査法人と協議し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間、職務遂行状況及び過年度の監査報酬の推移を確認し、報酬見積りの妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、次のとおり取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及びストックオプションにより構成されております。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職位及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを、毎年、一定の時期に付与し、その権利行使は取締役退任後とします。総数は、前年の付与総数及び当社の業績を考慮し決定し、個人別の付与数は、取締役の役位、在任期間に応じて決定します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種などの報酬水準を踏まえ、決定します。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬、賞与及びストックオプションの個人別の報酬額については、取締役会で決定します。

当社の取締役の報酬限度額は、2024年5月30日開催の第2回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の人数は8名（うち社外取締役3名）であります。また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記報酬枠とは別枠として、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として、取締役（社外取締役を除く）について年額160百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の人数は8名（うち社外取締役3名）であります。監査役の報酬限度額については、2023年5月30日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の人数は4名であります。

賞与に係る指標は、売上高（連結）、経常利益（連結）、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）の前期との比較であり、これらの指標が、経営成績をわかりやすく示しているため選定しております。当事業年度における賞与に係る指標の実績は、売上高（連結）は43,028百万円（前期比4.8%増）、経常利益（連結）は1,771百万円（同7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）は1,175百万円（同3.2%増）となっております。

当社の取締役の非金銭報酬等として、ストックオプションを導入しております。その割り当ての方法は「c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、当事業年度の各取締役の報酬等について取締役会において審議し、決定しております。各監査役の報酬等の額については、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。当事業年度における各取締役の報酬等については、指名・報酬委員会の答申に基づいて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	294	117	102	74	74	5
監査役 (社外監査役を除く。)	7	7	-	-	-	1
社外役員	28	28	-	-	-	6

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「純投資目的」とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合をいい、「純投資目的以外の目的」とは相手企業との関係、提携強化を図る等、当社グループの中長期的な発展に必要と認められる場合の投資株式としております。

株式会社ピックルスコーポレーションにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社ピックルスコーポレーションについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式について、中長期的な視点で、取引関係の維持・強化などの合理的な目的であることなどを、年1回、取締役会において検証しております。

・銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	4	286

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	6	取引先持株会を通じた株式の取得

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が増加した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	0

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が減少した銘柄を含めておりません。

・ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	116,169	28,186	製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得、及び当事業年度における株式会社ビックルスコーポレーションによる株式会社ビックルスコーポレーション札幌の吸収合併によって、株式会社ビックルスコーポレーション札幌が保有していた同社株式を株式会社ビックルスコーポレーションが継続して保有しているため、株式数が増加しております。	無 (注) 1、2
	249	188		
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	25,842	-	製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。株式会社いなげや株式との株式交換により取得しております。	無 (注) 3
	20	-		
アルビス株式会社	3,356	2,853	製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難であります。同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無
	8	7		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン株式会社	2,421	2,232	製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。また、取引先持株会を通じた株式の取得により株式数が増加しております。	無
	8	7		
株式会社いなげや	-	17,467	製品・商品の販売先としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)3
	-	22		

- (注) 1 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。
- 2 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは2024年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
- 3 株式会社いなげやは、2024年11月30日付でユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社と株式交換をしております。これに伴い、株式会社いなげやの普通株式1株に対して、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の普通株式1.46株が割当交付されております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- b. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

- a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
- ・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 - ・純投資目的以外の目的である投資株式について、中長期的な視点で、取引関係の維持・強化などの合理的な目的であることなどを、年1回、取締役会において検証しております。
 - ・銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	143

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が増加した銘柄を含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が減少した銘柄を含めておりません。

・ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社りそなホールディングス	103,000	103,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)
	119	84		
野村ホールディングス株式会社	20,000	20,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)
	19	17		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,000	1,000	取引金融機関としての取引関係維持強化のため保有しております。なお、定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、同社株式については、保有目的が適切か、保有に伴う便益とリスクが見合っているか等を総合的かつ長期的視点で評価し、保有継続の適否を取締役会で毎年検証しております。	無 (注)
	4	2		

(注) 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年3月1日から2025年2月28日まで)の財務諸表については、監査法人日本橋事務所により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,754	4,974
受取手形及び売掛金	14,119	14,083
商品及び製品	380	330
仕掛品	66	77
原材料及び貯蔵品	216	318
その他	85	1,104
流動資産合計	12,622	10,888
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,691	28,134
機械装置及び運搬具（純額）	24,156	24,296
土地	46,527	46,527
リース資産（純額）	232	245
建設仮勘定	478	-
その他（純額）	2143	2115
有形固定資産合計	13,436	17,788
無形固定資産		
のれん	206	107
その他	120	79
無形固定資産合計	326	186
投資その他の資産		
投資有価証券	3677	3726
繰延税金資産	571	586
その他	78	65
投資その他の資産合計	1,327	1,378
固定資産合計	15,091	19,353
資産合計	27,713	30,242

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,892	2,974
短期借入金	1,100	1,000
1年内返済予定の長期借入金	400	1,666
リース債務	5	6
未払法人税等	449	163
賞与引当金	163	149
役員賞与引当金	19	16
その他	1,636	2,042
流動負債合計	6,668	8,019
固定負債		
長期借入金	1,628	2,152
リース債務	6	24
繰延税金負債	17	15
退職給付に係る負債	818	836
その他	321	310
固定負債合計	2,791	3,339
負債合計	9,459	11,358
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	2,803	2,803
利益剰余金	15,315	15,826
自己株式	499	499
株主資本合計	17,719	18,230
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	172	191
退職給付に係る調整累計額	2	14
その他の包括利益累計額合計	170	206
新株予約権	352	426
非支配株主持分	11	21
純資産合計	18,254	18,884
負債純資産合計	27,713	30,242

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上高	1 43,028	1 41,518
売上原価	3 34,390	3 33,325
売上総利益	8,637	8,193
販売費及び一般管理費	2, 3 6,969	2, 3 6,913
営業利益	1,668	1,279
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	9	10
負ののれん償却額	21	-
持分法による投資利益	7	13
受取賃貸料	33	35
事業分量配当金	8	7
消費税差額	15	-
その他	32	33
営業外収益合計	128	102
営業外費用		
支払利息	6	13
賃貸費用	17	22
その他	0	0
営業外費用合計	24	36
経常利益	1,771	1,345
特別利益		
固定資産売却益	6	-
資産除去債務戻入益	-	4
補助金収入	2	5
受取補償金	10	-
特別利益合計	19	9
特別損失		
固定資産処分損	4 13	4 49
特別損失合計	13	49
税金等調整前当期純利益	1,777	1,305
法人税、住民税及び事業税	669	381
法人税等調整額	66	32
法人税等合計	602	349
当期純利益	1,175	956
非支配株主に帰属する当期純損失()	0	2
親会社株主に帰属する当期純利益	1,175	958

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期純利益	1,175	956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30	19
退職給付に係る調整額	2	16
その他の包括利益合計	27	35
包括利益	1,202	992
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,203	994
非支配株主に係る包括利益	0	2

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,803	14,417	324	16,995
当期変動額					
剰余金の配当			276		276
親会社株主に帰属する当期純利益			1,175		1,175
自己株式の取得				174	174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	898	174	723
当期末残高	100	2,803	15,315	499	17,719

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	142	-	142	265	0	17,404
当期変動額						
剰余金の配当						276
親会社株主に帰属する当期純利益						1,175
自己株式の取得						174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	2	27	87	11	126
当期変動額合計	30	2	27	87	11	850
当期末残高	172	2	170	352	11	18,254

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,803	15,315	499	17,719
当期変動額					
剰余金の配当			447		447
親会社株主に帰属する当期純利益			958		958
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	511	-	511
当期末残高	100	2,803	15,826	499	18,230

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	172	2	170	352	11	18,254
当期変動額						
剰余金の配当						447
親会社株主に帰属する当期純利益						958
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	16	35	74	9	119
当期変動額合計	19	16	35	74	9	630
当期末残高	191	14	206	426	21	18,884

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,777	1,305
減価償却費	940	1,005
固定資産処分損益（は益）	13	49
固定資産売却損益（は益）	6	-
資産除去債務戻入益	-	4
補助金収入	2	5
受取補償金	10	-
のれん償却額	98	98
賞与引当金の増減額（は減少）	7	13
役員賞与引当金の増減額（は減少）	2	3
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	52	42
負ののれん償却額	21	-
持分法による投資損益（は益）	7	13
受取利息及び受取配当金	9	13
支払利息	6	13
売上債権の増減額（は増加）	132	36
棚卸資産の増減額（は増加）	10	63
仕入債務の増減額（は減少）	29	81
未収入金の増減額（は増加）	223	582
その他	17	444
小計	3,144	1,488
利息及び配当金の受取額	11	15
利息の支払額	6	11
法人税等の支払額	440	667
補助金の受取額	2	3
補償金の受取額	7	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,718	831

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	935	4,694
有形固定資産の売却による収入	12	8
無形固定資産の取得による支出	15	6
資産除去債務の履行による支出	-	6
投資有価証券の取得による支出	11	10
投資有価証券の売却による収入	-	0
補助金の受取額	-	1
その他	0	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	950	4,693
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200	100
長期借入れによる収入	1,500	2,190
長期借入金の返済による支出	806	400
リース債務の返済による支出	8	8
割賦債務の返済による支出	-	163
自己株式の取得による支出	174	-
非支配株主からの払込みによる収入	12	12
配当金の支払額	276	446
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	45	1,082
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,813	2,780
現金及び現金同等物の期首残高	5,940	7,754
現金及び現金同等物の期末残高	7,754	4,974

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社の数 14社
株式会社ビックルスコーポレーション
株式会社ビックルスコーポレーション関西
株式会社ビックルスコーポレーション西日本
株式会社八幡屋
株式会社フードレーベル
株式会社フードレーベルセールス
東都食品株式会社
株式会社手柄食品
株式会社OH
株式会社ビックルスファーム
株式会社ベジバル
有限会社右京
株式会社紀州梅家
株式会社みなべ農園

なお、従来、連結子会社でありました株式会社尾花沢食品は2024年3月1日付で、また、株式会社ビックルスコーポレーション札幌は2024年12月1日付で連結子会社の株式会社ビックルスコーポレーションと合併し、それぞれ消滅したため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

関連会社は全て持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 3社
株式会社デイリー開発福島
株式会社セキグチデイリー
株式会社アリシアフーズ

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法による簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、食品の製造販売を行っております。商品及び製品の販売については、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、着荷時に収益を認識しており、収益はセンターフィー等の顧客に支払われる対価を減額する方法で算定しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じて20年以内の期間にわたり均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	13,436	17,788
減損損失	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの有形固定資産の主な内訳は、各工場における土地及び食品の製造設備（建物、機械装置及び器具備品等）であります。

当社グループは食品として浅漬、キムチ、惣菜等の製造販売を行っており、主に販売地域に対応した形で各工場を設置しております。当社グループでは、各工場を独立したキャッシュ・フローを生む最小の単位として資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、これら各工場について、減損が生じている可能性を示す事象である減損の兆候の有無を判定しておりますが、その中で特に主要な3工場において主要な資産である土地の市場価格が著しく下落した状態となっております。

当社グループは、当連結会計年度における減損損失の認識の要否として、取締役会により承認された中期経営計画を基に当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、当該3工場のいずれにおいても減損損失の認識は不要と判断しております。

事業環境の変化等に適合すべく策定した中期経営計画やそれを基にした割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去実績や事業特性等を踏まえた経営者の主観や仮定を織り込んだ将来の業績予測であり、その実行・実施においても経営者の判断を伴い、消費者の嗜好、原材料価格相場及び競合状況等の市場動向等による影響を受け、その実現可能性は不確実性が高くなっております。

当該見積りは、将来の不確実な市場動向等による影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度において、減損処理が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2026年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた205百万円は、「未収入金の増減額(は増加)」223百万円、「その他」17百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
受取手形(電子記録債権)	15百万円	14百万円
売掛金	4,103	4,068
計	4,119	4,083

2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,290百万円	12,111百万円

3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
投資有価証券(株式)	168百万円	180百万円

4 取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
機械装置及び運搬具	150百万円	142百万円
土地	10	10
計	161	153

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
運搬費	2,291百万円	2,289百万円
給与及び手当	2,551	2,508
賞与引当金繰入額	107	102
役員賞与引当金繰入額	19	16
退職給付費用	71	58
減価償却費	163	153
のれん償却額	98	98

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
	281百万円	259百万円

4 固定資産処分損の内訳は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
建物及び構築物	0百万円	26百万円
機械装置及び運搬具	1	14
土地	-	2
撤去費用	11	4
その他	0	1
計	13	49

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	44百万円	27百万円
組替調整額	-	0
税効果調整前	44	27
税効果額	14	8
その他有価証券評価差額金	30	19
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	3	23
組替調整額	-	0
税効果調整前	3	24
税効果額	0	7
退職給付に係る調整額	2	16
その他の包括利益合計	27	35

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,858,430	-	-	12,858,430

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	276,100	145,300	-	421,400

(変動事由の概要)

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加

145,300株

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	352	
合計			-	-	-	352	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	普通株式	276	22	2023年2月28日	2023年5月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	298	24	2024年2月29日	2024年5月31日

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,858,430	-	-	12,858,430

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	421,400	-	-	421,400

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	426	
合計			-	-	-	426	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	298	24	2024年2月29日	2024年5月31日
2024年9月30日 取締役会	普通株式	149	12	2024年8月31日	2024年11月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	174	14	2025年2月28日	2025年5月12日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	7,754百万円	4,974百万円
現金及び現金同等物	7,754	4,974

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

浅漬・惣菜等の製造、販売及び漬物等の販売事業における生産設備（建物及び構築物）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

浅漬・惣菜等の製造、販売及び漬物等の販売事業における生産設備（建物及び構築物、機械装置及び運搬具）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
1年内	9	9
1年超	119	109
合計	128	119

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引先の信用調査の実施や取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、上場株式については四半期ごとに時価を把握し、市場価格のない株式等は定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達で、一部変動金利を採用しており、金利の変動リスクに晒されております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち15.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年2月29日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(2)	508	508	
資産計	508	508	
(2) 長期借入金(3)	2,028	2,019	9
負債計	2,028	2,019	9

当連結会計年度（2025年2月28日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(2)	546	546	
資産計	546	546	
(2) 長期借入金(3)	3,818	3,775	42
負債計	3,818	3,775	42

(1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」につきましては、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
非上場株式	168	180

(3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年2月29日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,754	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,119	-	-	-
合計	11,874	-	-	-

当連結会計年度（2025年2月28日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,974	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,083	-	-	-
合計	9,057	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年2月29日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400	1,527	27	27	27	20

当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,666	466	166	666	159	695

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年2月29日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	508	-	-	508
資産計	508	-	-	508

当連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	546	-	-	546
資産計	546	-	-	546

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年2月29日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,019	-	2,019
負債計	-	2,019	-	2,019

当連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	3,775	-	3,775
負債計	-	3,775	-	3,775

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年2月29日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	478	216	262
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	478	216	262
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30	35	4
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30	35	4
合計		508	251	257

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額168百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年2月28日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	485	192	293
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	485	192	293
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	60	69	8
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	60	69	8
合計		546	261	284

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額180百万円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2024年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年2月28日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

連結子会社(一部を除く。)は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
退職給付債務の期首残高	662百万円	715百万円
勤務費用	66	69
利息費用	7	8
数理計算上の差異の発生額	3	23
退職給付の支払額	15	51
その他	9	4
退職給付債務の期末残高	715	723

(2)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	99百万円	102百万円
退職給付費用	22	18
退職給付の支払額	19	4
その他		4
退職給付に係る負債の期末残高	102	112

(3)退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	818百万円	836百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818	836
退職給付に係る負債	818	836
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	818	836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
勤務費用	66百万円	69百万円
利息費用	7	8
簡便法で計算した退職給付費用	22	18
確定給付制度に係る退職給付費用	95	97

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
数理計算上の差異	3百万円	23百万円

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
未認識数理計算上の差異	3百万円	23百万円

(7)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
割引率	1.2%	1.7%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	87	74

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2015年から2022年のストック・オプションは、2022年9月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ビックルスコーポレーションが発行していた新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する同新株予約権に代わるものとして、会社法第773条第1項第9号及び第10号並びに株式移転計画書第5条に基づき、2022年9月1日に交付したものであります。なお、株式会社ビックルスコーポレーションの発行時点の内容を記載しております。

また、株式会社ビックルスコーポレーションは、2021年9月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 6名	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 6名	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 18,400株	普通株式 23,800株	普通株式 28,400株
付与日	2015年7月17日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	自 2015年7月18日 至 2045年7月17日	自 2016年7月23日 至 2046年7月22日	自 2017年7月22日 至 2047年7月21日

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 5名	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 5名	株式会社ビックルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 6名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 31,400株	普通株式 43,000株	普通株式 43,000株
付与日	2018年7月19日	2019年7月18日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	自 2018年7月20日 至 2048年7月19日	自 2019年7月19日 至 2049年7月18日	自 2020年7月23日 至 2050年7月22日

	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	株式会社ピクルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 5名	株式会社ピクルスコーポレーション取締役 (社外取締役を除く) 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 64,200株	普通株式 80,200株	普通株式 100,200株
付与日	2021年7月21日	2022年7月20日	2023年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	自 2021年7月22日 至 2051年7月21日	自 2022年7月21日 至 2052年7月20日	自 2023年7月26日 至 2053年7月25日

	2024年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 81,600株
付与日	2024年7月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	自 2024年7月24日 至 2054年7月23日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	9,200	12,200	16,400
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	9,200	12,200	16,400

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	19,200	26,000	38,400
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	19,200	26,000	38,400

	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	64,200	80,200	100,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	64,200	80,200	100,200

	2024年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	81,600
失効	-
権利確定	81,600
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	81,600
権利行使	-
失効	-
未行使残	81,600

単価情報

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	-	-	-
付与時における公正な評価単価	512.5円	611.5円	710.5円

	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	-	-	-
付与時における公正な評価単価	938.5円	932円	1,185.5円

	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション	2023年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	-	-	-
付与時における公正な評価単価	1,585円	863円	928円

	2024年 ストック・オプション
権利行使価格	1円
行使時平均株価	-
付与時における公正な評価単価	832円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2024年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	34.630%
予想残存期間 (注) 2	15年
予想配当 (注) 3	24円/株
無リスク利率 (注) 4	1.543%

(注) 1. 2009年7月23日から2024年7月23日までの株価をもとに算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2024年2月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)1	231百万円	128百万円
賞与引当金	52	50
未払事業税	35	21
未払社会保険料	8	8
退職給付に係る負債	254	260
未払役員賞与	25	35
長期未払金	17	16
新株予約権	120	146
資産除去債務	65	62
減価償却超過額	97	101
減損損失	6	4
その他	19	16
繰延税金資産小計	935	852
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	219	114
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	21	22
評価性引当額小計	240	136
繰延税金資産合計	695	716
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	50	45
その他有価証券評価差額金	85	94
その他	5	4
繰延税金負債合計	140	144
繰延税金資産純額	554	571

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2024年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	25	23	8	0	2	171	231
評価性引当額	13	23	8	0	2	171	219
繰延税金資産	11	-	-	-	-	-	(2) 11

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金231百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11百万円を計上しております。当該繰延税金資産11百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた額)の一部について、将来の課税所得の見込みにより、回収可能性を判断し認識したものであります。

当連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	1	-	0	18	107	128
評価性引当額	-	1	-	0	18	93	114
繰延税金資産	-	-	-	-	-	14	(2) 14

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金128百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産14百万円を計上しております。当該繰延税金資産14百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金(法定実効税率を乗じた額)の一部について、将来の課税所得の見込みにより、回収可能性を判断し認識したものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年2月29日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省 略しております。	34.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.1
住民税均等割		1.7
のれん償却額		2.6
持分法投資損益		0.4
税額控除		3.3
連結子会社の税率差異		2.4
評価性引当額の増減		7.0
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		26.8

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したこと
に伴い、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることにな
りました。

これに伴い、2027年3月1日以降開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延
税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.3%から35.1%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2024年2月29日)

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度末(2025年2月28日)

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自2023年3月1日至2024年2月29日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年3月1日至2025年2月28日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループは、漬物製造販売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前連結会計年度 (自2023年3月1日 至2024年2月29日)	当連結会計年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)
売上高		
製品(漬物・キムチ・惣菜他)	28,989百万円	28,626百万円
商品(漬物他)	14,038	12,891
顧客との契約から生じる収益	43,028	41,518
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	43,028	41,518

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一でありますので、当該注記をご参照ください。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自2023年3月1日至2024年2月29日)

当社グループは漬物製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年3月1日至2025年2月28日)

当社グループは漬物製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	6,840	

当連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	6,637	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは漬物製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却額残高に関する情報】

当社グループは漬物製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当社グループは漬物製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	能仁寺	埼玉県飯能市	-	宗教法人	-	-	土地の賃借	8	-	-
							-	-	敷金	20

当連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	能仁寺	埼玉県飯能市	-	宗教法人	-	-	土地の賃借	8	-	-
							-	-	敷金	20

(注) 1. 能仁寺は、当社取締役萩野頼子の近親者が代表役員に就任しており、実質的に支配しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法は次のとおりです。

賃借料の支払及び敷金の差入れについては、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	1,438円45銭	1,482円42銭
1株当たり当期純利益	94円29銭	77円09銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	91円98銭	74円66銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,175	958
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,175	958
期中平均株式数(株)	12,465,232	12,437,030
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	313,888	404,751
(うち新株予約権(株))	(313,888)	(404,751)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,100	1,000	0.73	-
1年以内に返済予定の長期借入金	400	1,666	0.38	-
1年以内に返済予定のリース債務	5	6	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,628	2,152	0.26	2026年3月～ 2034年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6	24	-	2026年3月～ 2031年2月
その他有利子負債 1年以内に返済予定の割賦未払金	-	490	0.97	-
計	3,140	5,339	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	466	166	666	159
リース債務	6	5	4	4

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	21,694	41,518
税金等調整前中間(当期)純利益(百万円)	1,130	1,305
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(百万円)	798	958
1株当たり中間(当期)純利益(円)	64.19	77.09

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,784	1,454
売掛金	10	-
前払費用	7	3
その他	10	111
流動資産合計	3,792	1,469
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	10	8
無形固定資産合計	10	8
投資その他の資産		
投資有価証券	103	143
関係会社株式	14,141	14,189
関係会社長期貸付金	546	4,491
繰延税金資産	142	162
貸倒引当金	251	61
投資その他の資産合計	14,681	18,925
固定資産合計	14,692	18,933
資産合計	18,485	20,402

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,100	1,000
1年内返済予定の長期借入金	400	1,666
未払金	124	130
未払費用	98	114
未払法人税等	50	41
未払消費税等	4	29
預り金	6	7
流動負債合計	1,685	2,889
固定負債		
長期借入金	1,628	2,152
その他	-	114
固定負債合計	1,628	2,166
負債合計	3,313	5,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	14,099	14,099
資本剰余金合計	14,124	14,124
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,063	1,138
利益剰余金合計	1,063	1,138
自己株式	499	499
株主資本合計	14,787	14,862
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32	58
評価・換算差額等合計	32	58
新株予約権	352	426
純資産合計	15,172	15,347
負債純資産合計	18,485	20,402

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業収益	1,141	1,989
営業費用	1,259	1,260
営業利益	826	368
営業外収益		
受取利息	12	15
受取配当金	2	3
消費税差額	15	-
その他	0	-
営業外収益合計	20	8
営業外費用		
支払利息	6	11
自己株式取得費用	0	-
営業外費用合計	7	11
経常利益	839	365
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	30	190
特別利益合計	30	190
税引前当期純利益	869	555
法人税、住民税及び事業税	50	66
法人税等調整額	27	34
法人税等合計	23	32
当期純利益	846	522

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100	25	14,099	14,124	493	493	324	14,393	
当期変動額									
剰余金の配当					276	276		276	
当期純利益					846	846		846	
自己株式の取得							174	174	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	569	569	174	394	
当期末残高	100	25	14,099	14,124	1,063	1,063	499	14,787	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	23	23	265	14,682
当期変動額				
剰余金の配当				276
当期純利益				846
自己株式の取得				174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	8	87	95
当期変動額合計	8	8	87	489
当期末残高	32	32	352	15,172

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100	25	14,099	14,124	1,063	1,063	499	14,787	
当期変動額									
剰余金の配当					447	447		447	
当期純利益					522	522		522	
自己株式の取得								-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	74	74	-	74	
当期末残高	100	25	14,099	14,124	1,138	1,138	499	14,862	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	32	32	352	15,172
当期変動額				
剰余金の配当				447
当期純利益				522
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	26	74	100
当期変動額合計	26	26	74	175
当期末残高	58	58	426	15,347

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの経営支援料及び受取配当金であります。経営支援料については、子会社との経営支援契約に基づき、継続的な経営支援の提供を履行義務としており、時の経過につれて充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
短期金銭債権	0百万円	6百万円
短期金銭債務	18	19
長期金銭債務	-	12

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業収益	1,421百万円	989百万円
営業費用	11	26
営業取引以外の取引による取引高	2	3

- 2 営業費用は、すべて一般管理費に属する費用であります。
営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
役員報酬	305百万円	330百万円
給料及び手当	122	107
管理諸費	73	84

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式14,189百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式14,141百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	4百万円	3百万円
未払費用	33	38
新株予約権	120	146
関係会社株式	136	136
貸倒引当金	85	20
その他	0	4
繰延税金資産小計	381	350
評価性引当額	222	157
繰延税金資産合計	158	192
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	16	30
繰延税金負債合計	16	30
繰延税金資産純額	142	162

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
交際費等永久に益金に算入されない項目	1.1	1.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.6	18.5
住民税均等割	0.1	0.2
子会社株式の投資簿価修正	0.8	-
評価性引当額の増減	0.4	11.7
その他	0.0	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.7	5.9

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.3%から35.1%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
無形固定資産	ソフトウェア	10	-	-	2	8	-
	計	10	-	-	2	8	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	251	-	190	61

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載アドレス https://www.pickles-hd.co.jp
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年2月末日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式100株(1単元)以上を保有する株主様を対象といたします。 (2) 優待内容 当社グループの商品詰め合わせセット(1,500円相当)や、商品券(2,000円相当)、寄付(1,500円)のなかから1つを選択していただき、贈呈いたします。

(注) 単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書
事業年度（第2期）（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日） 2024年5月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第2期）（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日） 2024年5月30日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第3期第1四半期（自 2024年3月1日 至 2024年5月31日） 2024年7月12日関東財務局長に提出。
- (4) 半期報告書、半期報告書の確認書
第3期中（自 2024年3月1日 至 2024年8月31日） 2024年10月15日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書を2024年5月30日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書を2024年6月4日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない新株予約権証券の発行）に基づく臨時報告書を2024年6月28日関東財務局長に提出。
2024年6月28日提出の臨時報告書（届出を要しない新株予約権証券の発行）に係る訂正報告書を2024年7月24日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月28日

株式会社ピククルスホールディングス

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 藤 弘 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 和 則

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 智 浩

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピククルスホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピククルスホールディングス及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、当連結会計年度において17,788百万円の有形固定資産を保有しており、総資産に占める割合では58%となっている。これら有形固定資産の主な所有者は、純粋持株会社体制として連結子会社である事業会社となっている。</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り） 「1. 固定資産の減損」に記載されているとおり、有形固定資産の主な内訳は、各工場における土地及び食品の製造設備（建物、機械装置及び器具備品等）である。</p> <p>会社グループは食品として浅漬、キムチ、惣菜等の製造販売を行っており、主に販売地域に対応した形で各工場を設置している。会社グループでは、各工場を独立したキャッシュ・フローを生む最小の単位として資産のグルーピングを行っている。</p> <p>会社グループは、これら各工場について、減損が生じている可能性を示す事象である減損の兆候の有無を判定しているが、その中で特に主要な3工場において主要な資産である土地の市場価格が著しく下落した状態となっている。</p> <p>会社グループは、当連結会計年度における減損損失の認識の要否として、取締役会により承認された中期経営計画を基に当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、当該3工場のいずれにおいても減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>事業環境の変化等に適合すべく策定された中期経営計画やそれを基にした割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去実績や事業特性等を踏まえた経営者の主観や仮定を織り込んだ将来の業績予測であり、その実行・実施においても経営者の判断を伴い、消費者の嗜好、原材料価格相場及び競合状況等の市場動向等による影響を受け、その実現可能性は不確実性が高くなっている。</p> <p>以上から、当連結会計年度の連結財務諸表監査において当監査法人は固定資産の減損損失の認識の要否判定の妥当性が特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識要否の判定に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識要否判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 工場の土地の市場価格の算定について、会社が作成した土地の筆別集計表を閲覧し、その算定基礎とした固定資産税評価額等の外部資料との照合及び再計算を行った。 中期経営計画の策定プロセス（仮定及び条件等を含む。）並びに遂行状況について担当責任者からヒアリングを行い、その内容を理解した。 中期経営計画策定における仮定の合理性及び予測の精度を確かめるため、取締役会議事録等の基礎資料を閲覧し、過年度の中期経営計画と実績結果を比較した。 割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、取締役会で承認された中期経営計画との整合性、並びに主要な資産及び見積期間の決定の妥当性について検討した。 割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合を想定した感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピククルスホールディングスの2025年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ピククルスホールディングスが2025年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

株式会社ピククルスホールディングス

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 新 藤 弘 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 和 則

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 智 浩

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピククルスホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピククルスホールディングスの2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。